

同行援護に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

同行援護の概要

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※ 外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算)

→ 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価

区分3の者に提供したときの加算

(20%加算)
→ 障害支援区分3の者への支援を評価

区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算)

→ 障害支援区分4以上の者への支援を評価

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→ 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,741 (国保連令和 5年 4月実績)

○ 利用者数

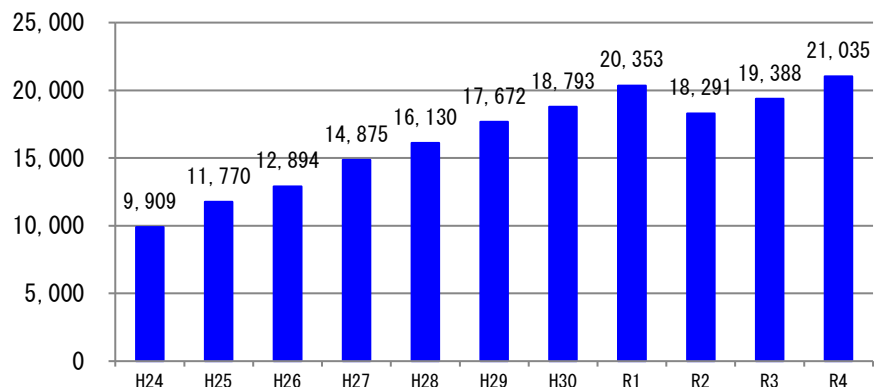
26,584 (国保連令和 5年 4月実績) 1

同行援護の現状①

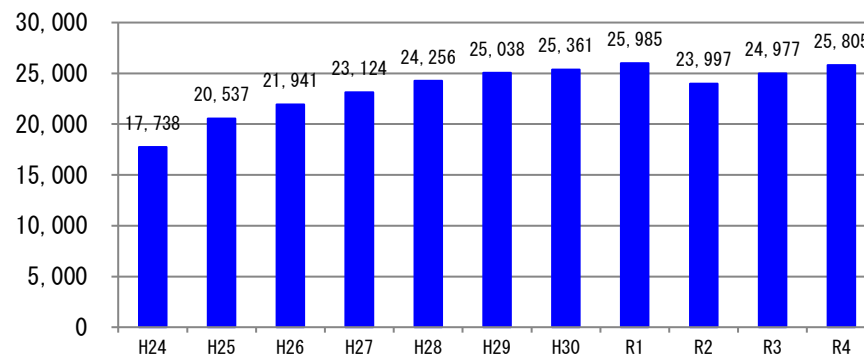
【同行援護の現状】

- 令和4年度の費用額は約210億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.6%を占めている。
- 令和4年度の一人あたり費用月額(一月平均)は、70,198円となっている。

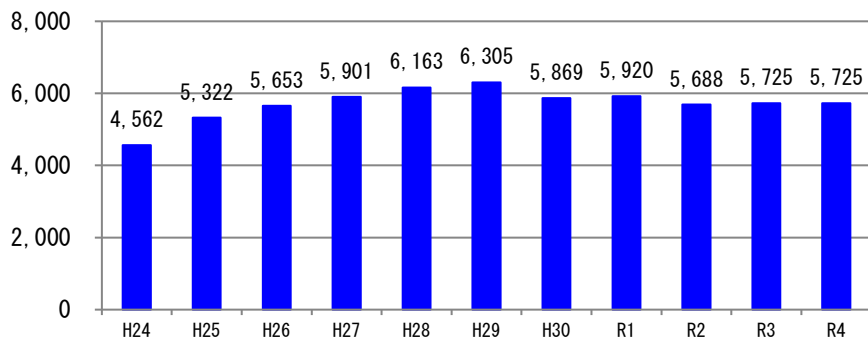
費用額の推移(百万円)



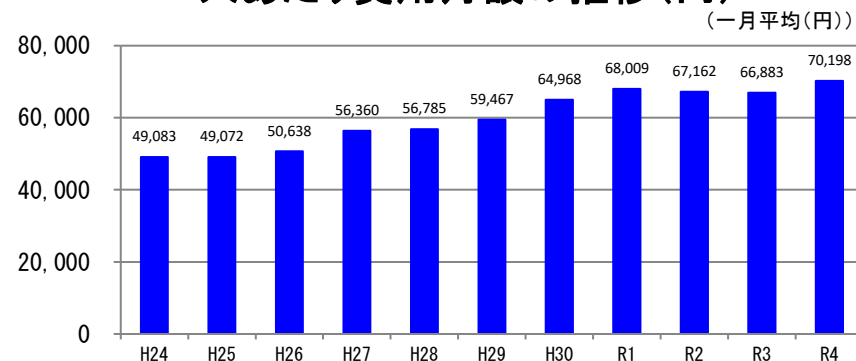
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



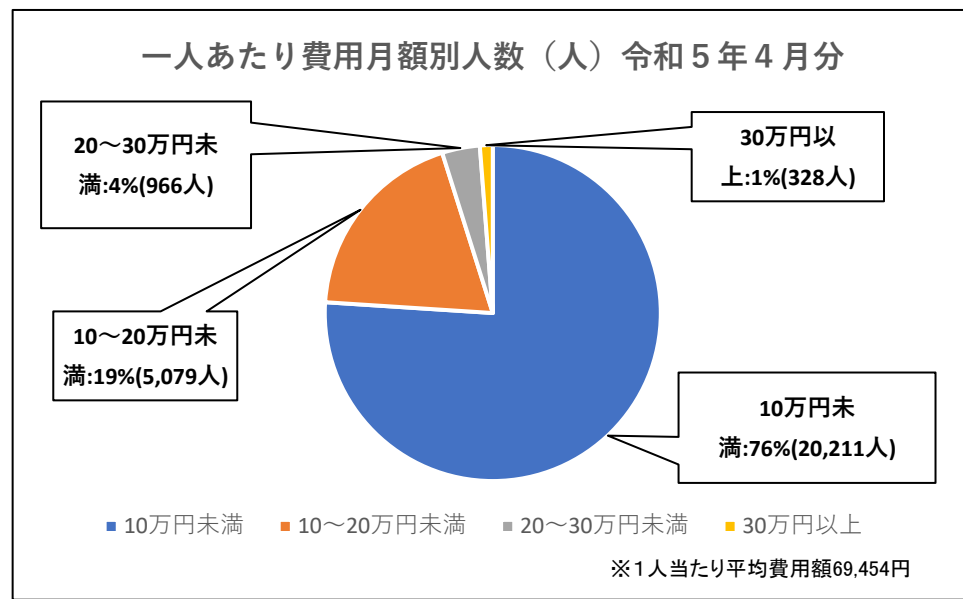
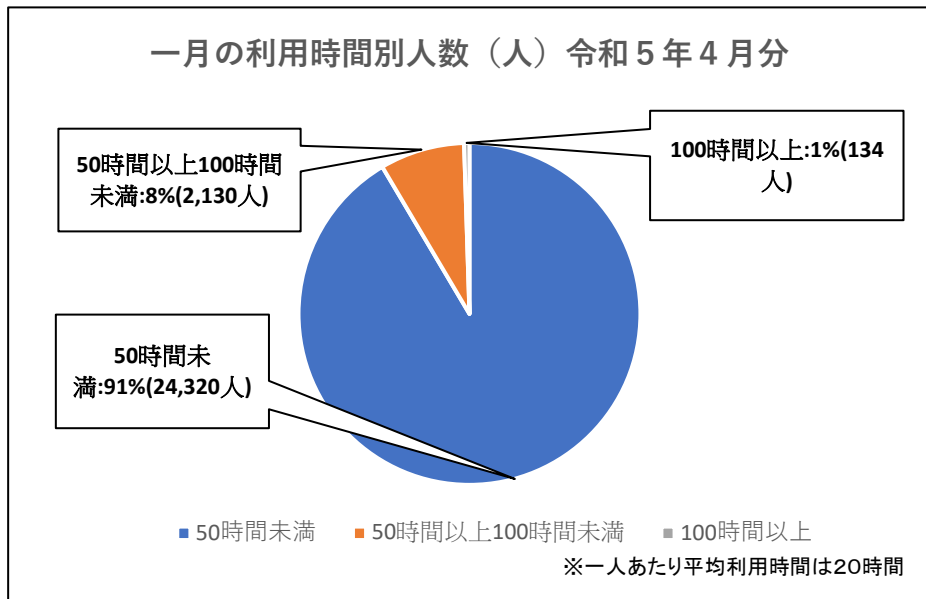
一人あたり費用月額の推移(円)



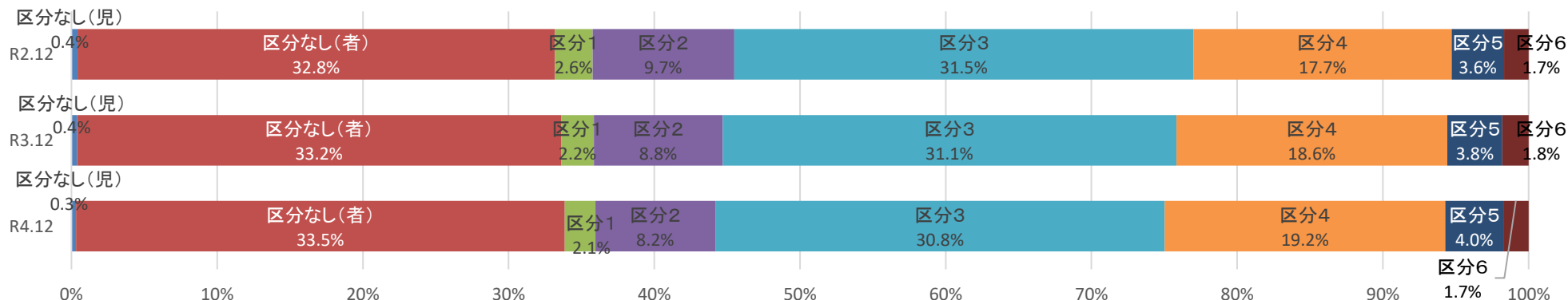
※出典:国保連データ

同行援護の現状②

- 一月50時間未満の利用者が92%を占める。また、一人あたり費用月額は、10万円未満の利用者が76%となっている。
- 区分なし(者)の利用者が約34%となっている。



○ 障害支援区別にみた利用者数の割合の推移



【論点】 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

現状・課題

- 特定事業所加算は、良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算を行っている。
 - ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
 - ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

 - ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
 - ② 良質な人材の確保（従業者総数に占める割合）
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ 国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上 など
 - ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
 - ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）
-
- この特定事業者加算の要件は、他の居宅介護等の要件と同様であるが、同行援護対象者の特性に必ずしも対応していないとの指摘がある。

【論点】 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについて

検討の方向性

- 同行援護は視覚障害児者への支援であり、この支援の質の向上のために、専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、特定事業所加算の要件の見直しについて検討してはどうか。
- 具体的には、加算要件の②「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加し、専門的な支援技術を有する人材の配置について、評価を検討してはどうか。

1. 同行援護の事業所数、利用者数

事業所全数	5,741カ所
利用者全数	26,584人

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

2. 同行援護の特定事業所加算の取得状況

	事業所数	事業所の割合	利用者数	利用者数の割合
特定事業所加算Ⅰ	75カ所	1.31%	278人	1.05%
特定事業所加算Ⅱ	1,514カ所	26.37%	8,376人	31.51%
特定事業所加算Ⅲ	6カ所	0.10%	21人	0.08%
特定事業所加算Ⅳ	1カ所	0.02%	6人	0.02%
合計	1,596カ所	27.80%	8,681人	32.66%

出典：国保連データ（令和5年4月実績）

1 事業所あたりの盲ろう者の利用状況 (令和4年12月)

【障害者】

全体 [n=115] (人)	全体	うち、盲ろう者	うち、25%加算算定者
区分1	0.16	0.01	-
区分2	0.37	0.06	-
区分3	1.30	0.06	0.01
区分4	0.96	0.05	0.02
区分5	0.18	0.01	-
区分6	0.07	0.01	0.01
区分なし	0.41	0.46	0.01
合計	3.44	0.66	0.04
(再掲)喀痰吸引等対象者			-

【障害児】

(人)	全体 [n=115]
総数	0.03
うち、盲ろう者	0.01
うち、25%加算算定者	0.01
(再掲)喀痰吸引等対象者	-
(再掲)重症心身障害児	-
(再掲)医療的ケア児	-
(再掲)医療的ケア児_うち、医療的ケア判定スコア16点以上	-

※「盲ろう者」は、同行援護の対象要件を満たし、かつ聴覚障害者6級に該当する者の人数。

※「25%加算算定者」は、調査月に1日以上、盲ろう者向け通訳・介助員が支援したこによる25%加算を算定した者の人数

出典：令和4年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査
集計に用いた標本数 (n)：115同行援護事業所

特定事業所加算（同行援護）の要件

（論点 参考資料③）

算定要件		区分 加算率	(I) +20/100	(II) +10/100	(III) +10/100	(IV) +5/100
体制要件	(1) 従業者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施		○	○	○	
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催		○	○	○	○
	(3) サービス提供責任者から担当従事者に対し、利用者情報の文書等による伝達、サービス提供後の従業者からの適宜報告		○	○	○	○
	(4) 従事者に対する健康診断の定期的な実施		○	○	○	○
	(5) 緊急時等における対応方法の利用者への明示		○	○	○	○
	(6) 新規採用従業者に対する熟練した従業者の同行による研修		○	○	○	○
	(7) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施					○
人材要件	(8) 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、若しくは従業者のうち実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者による割合が100分の40以上、国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上		○	△※		
	(9) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者		○	△※		
	(10) 2人以上の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置		○	△※		
	(11) 2人以下の配置義務がある事業所については、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。					○
要件 重度者 対応	(12) 障害者のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上		○		○	
	(13) 障害者のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上					○

※特定事業所加算（II）は（8）の要件又は（9）及び（10）の要件のいずれかに該当する必要がある。

盲ろう者向け通訳・介助員

- 盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者。
- 地域生活支援事業の都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」の一つである、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」(実施主体は都道府県、指定都市及び中核市)において、養成研修を実施している。
- 養成研修の実施に当たっては、厚生労働省が定めた「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」(必修科目42時間、選択科目42時間)を基本としている。
- 養成された盲ろう者向け通訳・介助員は、地域生活支援事業の都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」の一つである「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」(実施主体は都道府県、指定都市及び中核市)において派遣される。
(参考)
 - ・ 派遣対象盲ろう者数・・・996人
 - ・ 通訳・介助員数・・・・・・6,039人
 ※令和3年度地域生活支援事業費補助金実績報告より

盲ろう者のコミュニケーション方法(主なもの)

※盲ろう者のコミュニケーション手段は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、障害の重複の仕方等によって様々であり、個別性の高い支援が必要。

① 触手話

両手を使って、手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読する方法。弱視の人は近い距離から相手の手話を目で見て理解する場合もあり。



② 指点字

両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を指し出し、これを点字タイプライターのキーに見立てて点字記号を打つ方法。



③ 指文字

相手の手のひらの中に、指文字を綴って会話する方法。



訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(論点 参考資料⑤)

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士								
②実務者研修修了者	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)								
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー)	○	△ (実務3年)	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑨)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑤介護職員初任者研修課程修了者								
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑧一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑨応用課程修了者	×	×	×	○ (一般+応用)	○ (+①~⑤のいずれか)	×	×
⑩盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑩行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑪居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑫視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和6年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 ほかに、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員+重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見の内容	団体名
1	○利用者の利用時間に沿った同行援護の報酬単価を設定すべきではないか。現在の報酬単価に併せて、短時間よりも長時間の単価を厚くした報酬単価も設定し、選択できるようにする。この提案を実現させるために、全国の同行援護の利用者の利用実態、事業所の運営実態等を調査し、どのような方向がよいか検討すべき。また、車両の利用、通勤や通学での利用等、その地域の特性、個々の利用者のニーズによって必要とされる利用内容を調査すべき。	日本視覚障害者団体連合
2	○宿泊を伴う同行援護の利用を実現させるために、同行援護の事業所のネットワーク化を図るべきではないか。それぞれの地域の同行援護事業所を円滑に利用できるようにするため、同行援護事業所のネットワーク化を図り、訪問先の事業所は、同行援護を実施するための負担が大きい場合、事務手続き等の加算を設ける。	日本視覚障害者団体連合
3	○同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正に伴い、報酬の増額または加算を付けるべきではないか。改正後の同行援護従業者養成研修カリキュラムを受講したヘルパー、または同カリキュラムの追加部分を受講したヘルパーが稼働した場合、報酬の増額または加算を付ける。	日本視覚障害者団体連合
4	○同行援護と自立訓練（機能訓練・生活訓練）との併用を認めるべきではないか。自立訓練（機能訓練・生活訓練）によって訓練を受ける視覚障害者に対しては、同行援護の利用を認めるよう、同行援護の制度を改める。併用を進めるために、地域内で同行援護と自立訓練（機能訓練・生活訓練）の連携を深める。また、自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、連携する上で必要な訓練等を実施する。	日本視覚障害者団体連合
5	○盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件として、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業コーディネーター経験者、または盲ろう者向け通訳・介助員従事者、同行援護事業における従業者で盲ろう加算の対象となる従業者等の、一定年数経験者が配置できるように検討いただきたい。	全国盲ろう者協会
6	○盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、利用者との契約、個々の利用申し込みへの対応、各種計画の作成等々の事業所としての業務全般において、一般の視覚障害者が利用する事業所よりも多くの業務時間を要しているのが実態である。現行の盲ろう者の加算とは別に、多数の盲ろう者を登録している同行援護事業所への加算を検討していただきたい。	全国盲ろう者協会
7	○重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたが、通所、通学については対象とされていない。盲ろう者（児）が利用できる通所事業所や学校は限られており、広域的な利用をせざるを得ないため、事業所などの一般的な送迎サービスを利用することは困難である。このため、公共交通機関などを利用した人的な移動支援として、同行援護の利用を認める必要がある。	全国盲ろう者協会